## 派遣法改正に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)このマージン率は以下の計算式で算出されます。

派遣料金の平均額-派遣労働者の平均賃金

マージン率= ―

派遣料金の平均額

※小数点以下第一位以下四捨五入

事業所名 : アフィックス株式会社

事業所所在地 : 大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル 15 階

集計期間 : 2022 年 5 月 1 日~2023 年 4 月 30 日

派遣労働者数 : 8 人派遣先事業所数 : 4 件

派遣料金の平均額 : 25,939 円 (8 時間として換算) 派遣労働者の平均賃金: 15,136 円 (8 時間として換算)

マージン率 : 41.6%

教育訓練に関する事項:雇入れ教育(会社概要・書類作成・PC操作等)

認定サービス会社等級別研修